

生食発 0325 第 1 号
令和 2 年 3 月 25 日

各 $\left(\begin{array}{l} \text{都道府県知事} \\ \text{保健所設置市長} \\ \text{特別区長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
(公 印 省 略)

酒精飲料中のメタノールの取扱いについて

標記については、昭和 29 年 7 月 15 日付け衛食第 182 号「有害飲食物等取締令の廃止について」及び昭和 60 年 1 月 31 日付け衛検第 42 号「酒精飲料中のメタノール含有量について」により、直接飲用に供することを目的とした酒精飲料(酒精分 1 容量パーセント以上を含有する飲料をいう。以下同じ。)にあって $1 \text{ mg} / 1 \text{ cm}^3$ 以上メタノールを含むもの、直接飲用に供することを目的としない製菓原料用等酒類にあって $5 \text{ mg} / 1 \text{ cm}^3$ を超えてメタノールを含むものは、食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)第 6 条第 2 号に該当するものとして取り扱っているところです。

今般、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会における審議及び食品安全委員会による食品健康影響評価において、直接飲用に供することを目的とした酒精飲料について、メタノール含有量の上限を 1.2 mg/ml に変更することが適当であるとの結論が得られました。

については、今後、メタノールを含有する酒精飲料について、下記のとおり取り扱うこととしますので、御了知の上、その運用に遺漏なきようお願いいたします。

なお、昭和 29 年 7 月 15 日付け衛食第 182 号により示した食品衛生法第 6 条第 2 号による酒精飲料中のメタノール含有量の取扱い及び昭和 60 年 1 月 31 日付け衛検第 42 号は、本日をもって廃止します。

記

酒精飲料にあって、メタノールを 1.2 mg/ml を超えて含むものは、食品衛生法第 6 条第 2 号に該当するものとして取り扱うこと。ただし、直接飲用に供することを目的としない製菓原料用等酒類については、メタノールの含有量が 5 mg/ml 以下であって、かつ、製菓原料用等、直接飲用に供することを目的としない旨の表示を付しているものは、この限りでない。